

# 青森県報

第四千百十二号

平成二十八年  
二月十九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 結核予防補助金の基準……………(保健衛生課) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(みらい課) ……一
- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……二
- 漁場計画……………(水産振興課) ……二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(同) ……五
- 右 同……………(西北地域  
県民局) ……五

- 平成二十二年三月十日定例規則中……………(障害福祉課) ……五

## 告 示

### 青森県告示第百号

青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号)第二条第一項の規定により平成二十七年年度における基準を次のとおり定め、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。)の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

| 基 準 額   | 補 助 対 象 経 費  |
|---|--|
| 一 四百五十円に医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額          | 学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十三条の第二項の規定により行う定期の健康診断に要する経費 |
| 二 四百七十三円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額 |  |
| 三 五百一円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額  |  |
| 四 千七百四十四円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額                 |  |

### 青森県告示第百一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の第二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十八年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称                | 所 在 地             | 指 定 日         |
|--------------------|-------------------|---------------|
| サンケアおいらせ薬局         | 七 上北郡おいらせ町上前田二一の七 | 平成<br>二六・二・一〇 |
| 調剤薬局ツルハドラッグ五所川原本町店 | 五所川原市字本町二五の二      | 二六・二・一三       |

青森県告示第百二二号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
十和田市大字奥瀬字尻辺山一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養かん
  - 三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため
  - 二 解除予定保安林の所在場所  
十和田市大字奥瀬字尻辺山一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 一 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百二三号

漁業法（昭和二十四年法律二百六十七号）第十一条第一項の規定により、共同漁業及び区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十八年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1 公示番号 西共第53号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称    | 漁業時期               | 漁業の名称    | 漁業時期               |
|-------------|----------|--------------------|----------|--------------------|
| 第1種<br>共同漁業 | あかがい漁業   | 1月1日から<br>12月31日まで | なまこ漁業    | 1月1日から<br>12月31日まで |
|             | あかざらがい漁業 | "                  | なみのこがい漁業 | "                  |
|             | あさり漁業    | "                  | ばかがい漁業   | "                  |
|             | いがい漁業    | "                  | はまぐり漁業   | "                  |
|             | うに漁業     | "                  | ほたてがい漁業  | "                  |
|             | かき漁業     | "                  | ほや漁業     | "                  |

(2) 漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第60号、ア、イ及び基点第61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱

ア 基点第60号から真方位288度3,500メートルの点

イ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点

基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端

3 免許予定日 平成28年7月1日

4 申請期間 平成28年3月1日から同年4月30日まで

5 関係地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横

迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松

町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字

田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、若生町、松山町、山田町

6 その他 この免許の存続期間は、免許の日から平成36年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第54号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称           | 漁業時期             |
|-------------|-----------------|------------------|
| 第2種<br>共同漁業 | ちか小型定置漁業        | 3月1日から7月31日まで    |
|             | いわし・あじ・いか小型定置漁業 | 4月1日から翌年2月末日まで   |
|             | かに刺網漁業          | 1月1日から12月31日まで   |
|             | しゃご刺網漁業         | 4月1日から12月31日まで   |
|             | ちか刺網漁業          | 3月1日から7月31日まで    |
|             | ぼら刺網漁業          | 12月1日から翌年4月30日まで |
|             | かれい・ひらめ刺網漁業     | 1月1日から12月31日まで   |
|             | あいなめ・そい籠漁業      | 1月1日から12月31日まで   |
|             | かに籠漁業           | 1月1日から12月31日まで   |
|             | もすそがい籠漁業        | 1月1日から12月31日まで   |

(2) 漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第60号、ア、イ及び基点第61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱

ア 基点第60号から真方位288度3,500メートルの点

イ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点

基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端

3 免許予定日 平成28年7月1日

4 申請期間 平成28年3月1日から同年4月30日まで

5 関係地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横  
迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松  
町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字  
田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、苦生町、松山町、山田町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、免許の日から平成36年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は、漁場区域の境界線を超えて敷設してはならない。

かれい・ひらめ刺網の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第69号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類          | 漁業の名称        | 漁業時期          |
|---------------|--------------|---------------|
| 第 3 種<br>共同漁業 | いわし・ちか地びき網漁業 | 3月1日から9月30日まで |

- (2) 漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第60号、ア、イ及び基点第61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱ア  
 基点第60号から真方位288度3,500メートルの点  
 イ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点  
 基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端
- 3 免許予定日 平成28年7月1日
- 4 申請期間 平成28年3月1日から同年4月30日まで
- 5 関係地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、若生町、松山町、山田町
- 6 その他 この免許の存続期間は、免許の日から平成36年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西区第131号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類          | 漁業の名称       | 漁業時期           |
|---------------|-------------|----------------|
| 第 1 種<br>区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 むつ市大字田名部地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 基点第60号（むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱）から真方位228度1,900メートルの点  
 イ 基点第60号から真方位228度3,500メートルの点  
 ウ 基点第61号（下北ふ頭南端）から真方位168度30分7,000メートルの点  
 エ 基点第61号から真方位168度30分4,500メートルの点  
 オ 基点第60号から真方位284度3,060メートルの点
- 3 免許予定日 平成28年7月1日
- 4 申請期間 平成28年3月1日から同年4月30日まで
- 5 地元地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、若生町、松山町、山田町
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、免許の日から平成31年3月31日までとする。
  - (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

青森県告示第百四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 届出事項 | 加入区名称  | 発起人の住所及び氏名                        | 指定漁船調書の縦覧期間    | 場所 |
|------|--|-----------------------------------|----------------|----|
| 竜飛今別 | 東津軽郡今別町大字今別字今別三七<br>野 土 一 公<br>東津軽郡外ヶ浜町字三厩榎二五の二<br>三 浦 榮 悦<br>東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元<br>八 八<br>川 口 明 徳 | 平成二十八年<br>二月十九日か<br>ら同年三月四<br>日まで | 竜飛今別漁<br>業協同組合 |    |

青森県告示第百五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

|      |           |
|------|-----------|
| 届出事項 | 指定漁船調書の縦覧 |
|------|-----------|

| 加入区名称 | 発起人の住所及び氏名  | 期間                                | 場所             |
|-------|---|-----------------------------------|----------------|
| 新深浦町  | 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見<br>形四〇六の三<br>小 野 修 一<br>西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見<br>形二七一の一<br>田 附 直 人<br>西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見<br>形四〇七の五<br>工 藤 裕 幸 | 平成二十八年<br>二月十九日か<br>ら同年三月四<br>日まで | 新深浦町漁<br>業協同組合 |

正 誤

障 害 福 祉 課

| 発行年月日     | 区分 | 番号  | ページ | 行  | 誤                   | 正                   |
|-----------|----|-----|-----|----|---------------------|---------------------|
| 平成三〇年三月九号 | 規則 | 第九号 | 三   | 表中 | 血中アンモニア濃度150ug/dl以下 | 血中アンモニア濃度150ug/dl以上 |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭